

庁議付議事案書

開催・令和7年9月10日

所管部課	教育部 教育指導課	部長	石田 玲奈	
件 名	東大和市教育情報セキュリティ対策基準の改定について			
		区分	1 審議事項 <input type="radio"/> 2 報告事項 <input type="radio"/>	
関係事項	条例規則	東大和市セキュリティポリシー（東大和市情報セキュリティ基本方針）		
関係事項	部課機関	政策経営部 DX課		
<p>1. 要 旨</p> <p>令和7年9月に、東大和市GIGAスクール構想に伴う1人1台端末及び教職員等に配備する校務用端末を更新することに伴い、東大和市校務ネットワーク及びGIGAスクールネットワークシステムを更改し、教育現場における各種ICT機器の運用を変更するため、現行の東大和市教育情報セキュリティ対策基準を改定するものである。</p>				
<p>(1) 主な改定内容</p> <p>教職員等に配備する校務系システムの接続方法に関する運用の変更に伴う改定</p>				
<p>(2) 影響及び効果</p> <p>本基準を改定することにより、校務や学習活動における情報セキュリティ対策を適切に講じることができる。</p>				
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和3年3月 東大和市教育情報セキュリティ対策基準を策定 令和7年8月29日 令和7年第8回東大和市教育委員会定例会において改定案を承認</p>				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>本対策基準は、東大和市セキュリティポリシー（東大和市情報セキュリティ基本方針）に基づくものであり、令和7年3月版の文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に準拠している。</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改定における手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、木曜日の正午までに提出。